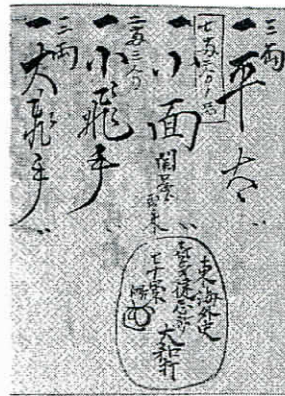
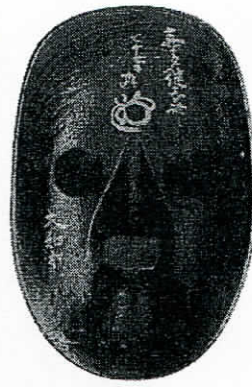


台帳上に見える能面の一部については、近年の調査を通じて、現在、個人が所有する能面の中に存在することが明らかになってきている。どのような経緯で、内藤家より流出したかについては不明な点も多いが、【写真1】に見られるように、小面については台帳上の記載状況と一致し、かつて内藤家が所有していた能面であることは間違いない。このことは、台帳上に見ることのできる能面群については、何らかの形で内藤家より流出した可能性を示すものと言えるだろう。



【写真1】個人蔵の小面(右)と御能道具買料帳(左)

ろうか。以下では、まず、現在、内藤記念館において所蔵されている能面群の特徴について検討し、その能面群としての性格を見ていくことにしよう。

(二) 種類にみる特徴

能面の種類は、現在、名称のはっきりしているものだけでも二百五、六十種類程度あるとされる。これらの能面の分類には様々な分類方法があるが、内藤記念館所蔵の能面群を、翁・鬼神・尉・男・女・霊の六系統に分類すると、翁系二面、鬼神系十三面、尉系五面、男系二十面、女系九面、霊系十七面、そして狂言面六面という構成となる。

それでは何故、現在、内藤記念館において所蔵されている能面群は、内藤家の能道具台帳類への記載もなく、また流出することなく、内藤家において所蔵されていたのであろうか。

このような構成については、鬼神系や男系、霊系の面の数が多い様に見えるものの、同じ名称の面が殆ど重複しておらず、各系統の種類数の比率から考えると、一定数の能面群における一般的な傾向と言える。また、鬼神系には不動・長霊・癒見、男系では俊寛・景清・弱法師・狸々、霊系では頼政・生成といった、これらの面なしには演じることのできない、特定の役のみ使用される専用面が含まれている。このような専用面の存在は、金子良運氏が「いちおう特殊なもの以外だいたい演能に必要な内容を揃えている」と指摘しているように、幅広い演目に対応できるように構成となっていることを示すものと言えるだろう。さらに、同じ名称の面が重複している場合においても、その面の造形は大きく異なっており、演能に際し、面の選択が可能となるようにして集められた可能性が高い。

以上のような特徴は、内藤記念館所蔵の能面群が、単なる美術工芸品として、一個人の趣向などによって集積されたものではなく、幅広い能の演目を演じること、もしくは演じさせることを目的に集積された能面群であることを示すものと言えるだろう。しかしながら、演じる側から見た場合、一定程度の面の選択の幅はあるものの、面の偏りが少ない能面群の構成は、決して「能は能面の選択からはじまる」などと言われるような、選択肢が多様である構成とは言い難く、幅広い演目を演じることが目的とした、最少限の構成とも言える。

次に、江戸期における能の各流派は、その面しか使用しないと云うわけではないが、一部の面について、それぞれ独自の能面を使用することで、他流派との差別化を図っていたことが知られている。このことから、もう少し詳細に個別の能面について見ていくと、まず鼻瘤悪尉と癒見悪尉の存在が注目される。鼻瘤悪尉は、観世流では「白髭」や「大社」などに使用される面であるが、他の四流では「驚鼻悪尉が用いられる場合が多い。また、癒見悪尉には「をもにせう」という朱書きが裏に記されており、この朱書きが記された時点

において、この面が「恋重荷」に用いることを目的としていることが窺える。「恋重荷」は近年、金春流の現行演目にも加えられているものの、江戸時代においては観世流以外では演じられることの無い演目である。しかしながら、使い分けられる事の多い、朝倉尉と三光尉の両面が存在するなど、全体的には、ある特定の流派だけの特徴を見ることはできず、各流派の面が混在した構成と言える。

それでは、これの能面群はどのような場面において用いられたのであろうか。それを面から窺い知ることは難しい。しがしながら、翁系の面として、白式尉・黒式尉の二面が揃えられていることは、少なくとも「翁」を演じること、演じさせることが可能であると言える。「翁」が、神事などの特別な祝儀の場において演じられる演目であることからすると、演能という目的のために集積されたと考えられる翁系の面以外の能面についてもまた、そのような場面において使用された可能性があるとと言えるだろう。言い換えるならば、神事などの特別な祝儀の場での演能のために集積された能面群とも考えられる。

そこで次節では、これらの能面群がいつ頃形成されたのかを考えた上で、まず面の作者に注目しながら検討してみよう。

(三) 面打にみる特徴

内藤記念館所蔵の能面群において、面裏に焼印の捺されている面は四十面存在する。そこに捺された十一種類の焼印は、それぞれの面の作者を示すものであるが、内藤記念館所蔵の能面群においては、「天下一若狭守」の焼印が二十三面と半数以上を占めており、全体の総数から見ても、その中核を成していると言える。

「天下一若狭守」の焼印は、喜多流の九世七太夫古能が著した『面目利書』において、角坊が用いた焼印とされている。角坊は、肥前名護屋に在陣中の豊臣秀吉に召し出されて面を制作し、文禄二年（一五九三）六月朔日に「打様無比類候間、自今以後可為天下一

之旨被仰出候」として、天下一号を与えられた面打であるが、角坊の作品とする「天下一若狭守」の焼印を持つ面について『面目利書』では、「形悪き物多し」として、あまり高い評価を与えていない。あくまで喜多古能による判断であるとは言え、江戸時代中期から後期の能楽界における能面の価値基準からすると、その作品に対する評価は、高いものとは言いがたい。実際、「天下一若狭守」の焼印を持つ内藤記念館所蔵の能面についても、現在の能面の造形からすると「変り型」と呼ばれる種類に属する能面が多い。こうした造形の違いは、同じく喜多古能が記した『仮面譜』において、江戸期において活躍する世襲面打家が、六作に挙げられている三光坊の弟子または甥という系譜であるのに対し、角坊はそれとは異なる系譜の面打である事も大きく影響していると考えられる。

それでは何故、このような「変り型」に属する「天下一若狭守」の焼印を持つ能面が、内藤記念館所蔵の能面群には多数存在するのであろうか。

このように、一人の面打の作品が一ヶ所に多数存在する状況としては、後世において、好んでその面打の作品を蒐集した可能性も否定できない。しかし、角坊の作品に対する喜多古能の「形悪き物多し」といった評価や、世襲面打達が制作する能面との造形の違いなどから考えると、その可能性は極めて低いと言わざるを得ない。それよりも、「天下一若狭守」の焼印を持つ二十三面において、同名の面が存在せず、また各系統にバランスよく存在していることなどからすると、角坊が能面を制作していた、評価の高かった時期に、能面の制作を角坊に依頼した結果と考える方が、その可能性は高いと言えよう。

角坊の面打としての活動は、慶長十五年（一六一〇）正月七日と記す、石黒采女から角坊宛の、十三面の能面に対する請取状が『角坊文書』に存在することから、慶長十五年においても、面打としての活動を行っていたことを確認することができる。しかし、元和

元年（一六一五）には、没している可能性もあり、もし、角坊に面の制作を依頼しているのであれば、文祿二年から元和五年頃までに、「天下一若狭守」の焼印を持つ二十三面を含めた一定数の能面群が、一ヶ所に集積されたことになる。

「天下一若狭守」以外の焼印としては、「天下一是閑」二面、「天下一友閑」一面、「天下一大和」一面、「天下一近江」二面、「天下一備後」一面、「出目」二面、「出目庸久」一面などが確認できるが、その数は決して多いものとは言えず、それぞれの面打に制作を依頼したものか、後に入手したものかを判断することはできない。しかしながら、確認のできる面打の中で、最も遅い時期に活動している出目友水庸久が、明和三年（一七六六）に「行年五十三二而病死」とあるように、明らかに、「天下一若狭守」の焼印を持つ二十三面を含めた初期能面群が存在していた場合において、その中に含まれるはずのない面も少なくない。このことは、内藤記念館所蔵の能面群が、少なからず後世において面が追加されながら、現在のような構成となったことを示すものと言えるだろう。

それでは何故、このような特徴を持つ能面群が、内藤家旧蔵として現在まで伝えられたのであろうか。そこには、延岡という土地と能楽との関わりが、大きく影響していると考えられる。そこで次章では、延岡における能楽の状況について見ていくことにしたい。

二 延岡における能楽

（一）延岡における能楽の始まり

能と呼べるような、劇形態の芸能としての能の様子が記された最も古い史料は、貞和五年（一三四九）の『春日若宮臨時祭祀』であるとされている。そこには、專業の猿楽の役者による指導を受けた巫女が「憲清ガ鳥羽殿ニテ十首ノ歌詠ミテアルトコロ」と「和泉式部ノ病ヲ紫式部ノ訪レタルコト」を演じたことが記されているが、

「猿楽」という語そのものについて言えば、承平六年（九三六）七月二十九日に行なわれた、相撲節会の左舞において「猿楽」の名称が見え、長承二年（一一三三）七月二十一日には、叡山の学生が修行者を擲擄した、劇的物まねの要素を含んだ猿楽を行なったことが確認されている。

それでは、延岡における能楽は、いつ頃から始まったのであろうか。『延陵世鑑』では、その始まりを次のように記している。

吾田の庄に猿楽のはしまりは文保元丁巳年なり、恒富村田中薬師の前に定舞台出来たり、されども衣裳は麻布体の事成れハ見物するもの至而少し、是二因て見物に参らざるもの男は材木一本、女には布一端の科役を定められしかば、諸人毎月役目二而見物に出ぬ、斯て元弘二年壬申秋九月、例の猿楽あり、新名越前守は兼て狂言の役なりしかば、坐頭狂言をいたしけるに、芝居片殊之外笑ひぬ

この『延陵世鑑』は、白瀬永年が寛政十一年（一七九九）に著したとされる後世の史料であり、この記載をもって、延岡における能楽の始まりを文保元年（一一三一七）とする訳にはいかない。しかしながら、隣国である肥後国においては、元亨元年（一一三二）の阿蘇社進納物注文に「田楽九人装束」とあり、元徳二年（一一三三〇）の阿蘇庄南坂梨郷の田畠の検見には「猿楽田」「猿楽免」の記載があるなど、田楽・猿楽の芸能活動を窺い知ることができる。また、元弘二年（一一三三二）には「坐頭狂言」が行なわれたとするなど、物まねや滑稽的な寸劇を中心とした、当時の能楽界の状況とも一致し、その可能性が全くないと断言することはできない。ただし、仮に能楽が行なわれていたとしても、それは物まねや滑稽的な寸劇を中心とした猿楽であり、能と呼べる内容を備えていたとは考えにくい。

延岡において、確実に能楽と呼べるものが行なわれたことを記す、最も古い史料は、『上井覚軒日記』天正十三年（一五八五）八